



別紙

国自安第145号

平成28年11月7日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について

事業用自動車の安全確保の徹底については、機会あるごとに注意喚起しているところであるが、今般、大阪府門真市において、貸切バスの運転者が運転中にスマートフォンを用いてゲームアプリを操作するという事案が発生した。

本件については幸い事故に至らなかったものの、先月26日には愛知県一宮市において運転者がスマートフォンでゲームアプリを操作しながら走行していた自家用トラックに小学生がはねられ死亡するという事故が発生している。いうまでもなく、運転中にスマートフォン等の画像を注視する行為や携帯電話を用いて通話する行為は、道路交通法で禁止されている極めて危険な行為であり、本年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、貸切バスの信頼を回復するための様々な取り組みを行っている最中に、事業用自動車の運転者が、このような安全を軽視する行為を行ったことは極めて遺憾であると言わざるを得ない。

ついては、貴会会員に対し、乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について改めて徹底するとともに、貴会においても、同種事案の再発防止のための有効な対策を速やかに検討し報告するよう要請する。



日バス協技第346号

平成28年11月9日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会 長 上杉 雅彦

安全輸送委員長 三澤 憲一

乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大阪府門真市において、貸切バスの運転者が回送運転中にスマートフォンを用いてゲームアプリを操作するという事案が発生し、マスコミ等でも報じられております。また、本年3月以降、乗客等からの指摘により、乗合バス・貸切バスの走行中に運転者が携帯電話・スマートフォンを操作していた事案が10件も発覚しているとの指摘もあります。

これらを受けて、国土交通省自動車局安全政策課長から別紙のとおり通知がありました。

つきましては、乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について改めて徹底していただくよう、貴協会会員事業者に周知のほどお願い申し上げます。

なお、当協会としても、同種事案の再発防止対策を、早急に検討することとしております。

担当：技術安全部（山川・仁保）

電話：03-3216-4015